

西澤敬二 殿 / SOMPO 役員 殿

〒\*\*\*\*-\*\*\*\* 東京都〇〇〇区〇〇〇 3-20-9

記

平成30年9月19日11時50分及び平成30年10月11日17時9分に書面(配達証明郵便)が当方の自宅に許可なく配達されました(この報復措置として必要に応じて西澤敬二氏の自宅に配達人をして訪問配達させていただきます)。本書の受け取りは当方と貴方の関係性において(何度も通告の通りの)不利益が発生し、また意に添わないため開封せずに返却処分とさせていただきますので悪しからずご了承下さい。

本件において先の判決は貴方の意図した通り、原告及び被告に、金銭の支払い及び受け取りを指示(強制)するものではありません。従って、貴方の自由意志での発言、行動について、当方の同意しない、且つ不利益になる一方的な対応、解釈は今後も法的にも絶対に認めませんし、当然、それらの制約も受けません。

また、損害金額も明に確定しておりません。確定したのは損害が存在することの認定により貴方が悪質且つ意図的な個人情報の違法な漏えいをした事実のみです。また、前回お送り頂いた書面には(貴会社として必須である)個人情報取り扱いに関する記載が無い(違法書面であると判断される:以前に坂井眞弁護士から受け取った利用停止を依頼する文書において一見して適法に見えるものの、貴方の(状況)主張と一致せず、結果として顧客を愚弄し意図して騙す目的の内容となっている)為、記入は法的に出来かねる状況であり、返信は差し控えさせていただきます。現時点での当方の意思は貴社の総会にて西澤敬二殿に伝えた通りです。

併せて、当方は既に本件についての法人格組織を設立しており、貴社の漏えいについての一連の違法行為を全世界に向けてのWEBサイト広報(各国語に翻訳)にてメジャーな各検索エンジン(Google、Bing、Yahoo!、ソーシャルサイト等)に登録し上位ヒットの為のSEO対策を専門業者に依頼中です。尚、当方の事情ですがSEO対策は時間の掛かる作業ですので、発信は10~11月頃になる見込みですので予めお知らせ致します。

今回または前回、送付された書面の意図は不明ですが、もし、示談を意図したものであれば、署名捺印を伴う法的効力があり、合意の上での正式な示談書を作成して頂いた上での解決をお願い致します。弁護士らとは取引致しません。また、自作自演の五月雨(連絡)攻撃(嫌がらせ)は固くお断り致します。

思い返すに、貴方の準備書面による陳述には真実と相違し誤った記載が多々あり、未だに回答も無く解決しておりません事も付記させていただきます。嘘を訂正しない合意があるのでしょうか。証拠が無ければ、平然と非難し、嘘の主張をし、挙句に全否定する、弁護士の嫌がらせ常套手段にはもうウンザリです。故意に漏えいし、騙し、放置し、無意味な裁判による2年以上にも及ぶ非難と引き回しの苦痛、ストレス、その他の損害の保証について何ら責任を果たしておりません。これ以上の騙すに等しい法的戦略(坂井眞弁護士からも何度も受け

た)を用いた解決は困難なように思われます。(貴社弁護士らも出席の)総会でも述べた通り、(坂井眞無法弁護士らと群れを成す)(総会報告を粉飾し被害者を平然と攻撃し居直る)不法な(違法だからこそ頼る)代理人を排除し、誠意を持って話し合う事を希望します。これ以上、(交渉する資格のない)代理人弁護士らからの嫌がらせの(法を守ると見せかけた悪意の攻撃)通知を受けた場合、貴社役員等の自宅訪問(及びポスティング)などの更なる対抗措置を考えさせていただきます。また、姑息な方法ではなく正式な協議示談の申しれで、本人(代理人以外)からの通知であれば誠意を持って受託致し、双方が納得する方法で解決させていただきます。

また、通信費用を最小限にする為、連絡はメールにてお願い致します。(送付された返信用封筒には公正を期すための内容証明書留費用が含まれておりませんので新たな負担を強いるものであり、尚、発信者、日時等があればメールも証拠として採用されますことを申し添えます)。片山怜奈氏は弁護士に不法かつ故意(悪意)に当方の個人情報情報を漏えいし甚大な被害(迷惑)を受けました。情報を提供依頼した弁護士、法的説明をした弁護士等の不理解と不法と騙しと弁護、そして攻撃は見るに耐えず、これが続けばストレスによる病を誘発を意図したものと解釈せざるを得ません。真実を捻じ曲げ公正を欠き(犯罪者であるにも関わらず)依頼者の利益の為なら不法行為を顧みない、職務越権的集団暴行(いじめ)にも等しい、被害者の苦痛を顧みない悪辣な弁護士らとの距離を置きたい(接触を避けたい)と考えるのは当然の結果です。

南出弁護士は情報(アラーム)を伝えたにも関わらず初動の過ちを正さず無視し問題を大きくしました。また、高橋弁護士も初動において顧問弁護士の職を放棄し、結果、共謀して準備書面陳述において多くの証拠のない重大な虚偽を述べました。高橋弁護士の初動が正しければ、他に弁護士を依頼する必要はなく、依頼主との見解の相違(無謀な見解)を補うために(無理に)他に(違法な救済を求め、責任を問う形で)依頼したと推測できます。弱者虐め且つ、平然と違法行為を行い且つ、平然と虚偽を主張する悪辣な弁護士軍団(坂井眞氏を含む)と言う他はありません。

遵法理念をして「お客様の安心・安全・健康に資する最高品質のサービスの提供」を標ぼうする保険を生業とする者が、自らの違法行為を隠ぺいする為に被害者攻撃に汲々とする様は到底看破することは出来ません。当方に法的、社会的な非はありません。正式な謝罪と実態に伴う補償が無い限りあらゆる手段(真実の追及と公表の中で社会的責任を問う正義)を講じて行きますので、悪しからずご了解下さい。しつこい違法な書面の送付は今後もお控え頂きます様、重ねてお願い申し上げます。

一般社団法人損保漏えい救済基金 理事長：T.s. / 理事：H.s..

sompo.roei@gmail.com (問合せ先、今後は左記メールで受付けさせていただきます)